

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
下肢創傷処置・下肢創傷処置管理料		
●下肢創傷処置管理料の届出		
下肢創傷処置指導管理料は、条件を満たした常勤医だけが算定できるのですか？	下肢創傷処置管理料は、条件を満たした「常勤」の医師が1名以上配置されている必要があります。その上で、研修は修了したが常勤ではない医師でも、その医療機関であれば算定できるのか？その場合の医師の診療科や経験年数は？については明記されていませんが、現段階では「常勤」のみではないかと考えられます。	10,16-20
施設申請の書類を見ますと、常勤医師の登録の項目があります、ということは、出張先の病院や施設での処置はとれない、のでしょうか？また、特定の施設に所属していない個人の資格では算定できないということでしょうか？訪問看護をメインでされてるドクターなどで問題になることはあるのでしょうか？	下肢創傷処置管理料は、条件を満たした「常勤」の医師が1名以上配置されている必要があります。その上で、研修は修了したが常勤ではない医師でも、その医療機関であれば算定できるのか？その場合の医師の診療科や経験年数は？については明記されていませんが、現段階では「常勤」のみではないかと考えられます。 訪問看護をメインでしている医師の場合でも、施設基準を満たしている医師であれば在宅でも算定できます。	10,16-20

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
例えば、泌尿器科や腎臓内科Drのみが在籍する病院(病床50症)があり、そこに10年目の循環器内科医師が非常勤(いわゆるバイト)として週に一回行っていたもそれは、施設基準を満たさないということでしょうか。つまり、管理料は取れないということですか?「泌尿器科や腎臓内科Drのみが在籍する病院(病床50症)」=透析病院や透析クリニックのことです。	下肢創傷処置管理料は、条件を満たした「常勤」の医師が1名以上配置されている必要があります。その上で、研修は修了したが常勤ではない医師でもその医療機関であれば算定できるのか?その場合の医師の診療科や経験年数は?については明記されていませんが、現段階では「常勤」のみではないかと考えられます。	10,16-20
循環器内科の診療ということは、腎臓内科医でも透析患者の心疾患管理をしている医師は多くいるかと思えます。それで可にはなりませんかね?糖尿病の合併症加算では糖尿病専門医でなくても施設基準とることができますが・・・	下肢創傷処置管理料の施設基準の常勤の医師は、病名ではなく診療科で規定されています。整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科、循環器内科で5年以上の経験が必要です。	10,16-20 39-43
非常勤の看護師ではとれないですか?	下肢創傷処置は医師の指示で看護師でも算定できますが、下肢創傷処置管理料は条件を満たした医師しか算定できません。	10,13-15,16-20
特定看護師でも算定できませんか?	下肢創傷処置は医師の指示で看護師でも算定できますが、下肢創傷処置管理料は条件を満たした医師しか算定できません。	10,13-15,16-20

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
下肢創傷処置管理料に関して、医師の診療従事期間の5年は研修医の期間も含まれるのでしょうか？研修医終了後からの5年の期間が必要なのでしょうか	研修期間は含まれないと思います。	10,16-20
透析医でも、下肢創傷の処置料の方は取れるという理解でよいでしょうか。	下肢創傷処置には、施設基準等はないので、透析医でも算定できます。	10,13-15
糖尿病合併症管理料には靴の教育も含まれてます。下肢創傷管理料は医師だけのようですがその指導には靴の教育も含まれ医師がそこまで指導して下さるとい事でしょうか？	<p>疑義解釈(その1)</p> <p>【下肢創傷処置管理料】</p> <p>問145 区分番号「B001」の「36」下肢創傷処置管理料の施設基準において求める医師の「下肢創傷処置に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。</p> <p>(答) 現時点では、一般社団法人日本フットケア・足病医学会「日本フットケア足病医学会認定師 講習会」のうち「Ver.2」が該当する。となっています。</p> <p>学会HPから、申し込めます。7月1日から受講できます。</p> <p>これまでの認定師の扱いは確認中です。</p> <p>プログラムは、申し込みのページに記載されています。(大浦)</p> <p>https://jfcpm.org/certification/seminar.html</p>	10,16-20 39-43

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
下肢創傷処置管理料の初回算定時の治療計画書の作成は、どの様な内容の記載が必要でしょうか？見本が厚労省よりおりてくる可能性はありますか？	現段階では、厚労省からの様式はありません。 学会としてはチェックリストを考えています(大浦)	10,16-20

●算定創傷・算定部位・材料

下肢創傷処置は足部に限っているようですが、下肢創傷処置管理料は足部だけではなく、下腿潰瘍でも算定できるのでしょうか？	下腿潰瘍では算定できません。足部に限られます。下肢創傷処置管理料は、同一月に下肢創傷処置を算定することが条件になっています。	10,13-15,16-20
下肢創傷処置ですが、下腿は対象ではない、という解釈でいいのでしょうか	部位は足部に限られていますので、下腿では算定できません。	10,13-15
療養病棟で下肢創傷処置が算定可能とありましたが、その際に使用したユーパスタなどの軟膏も出来高算定可能でしょうか？	特定保険医療材料の算定はできますが、医薬品については、医事課や関係機関にご確認ください。	10,81
糖尿病が原因ではない足部潰瘍(しもやけ、火傷などが原因の潰瘍)に対して、下肢創傷処置の算定は可能なのでしょうか？	必ずしも糖尿病が原因である必要はありませんが、「潰瘍」が対象のため、いわゆる急性の創傷では算定できません。	10,13-15
足部と足趾となると下腿切断の創傷はどのようなのでしょうか？	部位は足部に限られていますので、算定できません。	10,13-15

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
潰瘍が足部に形成されていれば、"病名は問わず"下肢創傷処置を算定できるとい認識でよろしいでしょうか。	病名は算定条件ではなく、「部位」「深さ」「潰瘍」の3条件で判断するので、適合していれば算定できます。	10,13-15
糖尿病患者の潰瘍がない足は誰が守るんですか。 糖尿病合併症管理料は合わせて取れるようにしてほしいです。 潰瘍のある下肢に500点取った時に、もう1本の潰瘍の無い足を誰が守るのか、という趣旨で質問しました。	大変貴重なご指摘、ご意見ありがとうございました。次回の改定にむけて検討いたします。(大浦)	10
在宅寝たきり患者処置指導管理料の患者さんに算定できますか？	ハイ、算定できます。	10,13-15,16-20,91,92
外来診療料でも算定できますか？	ハイ、算定できます。	10,13-15,16-20,89,90

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
DPCで新設の手技は出来高で算定できるのではないですか？	DPCで新設の手技であっても、全ての新設の手技が出来高で算定できるわけではありません。ある程度点数が高いものに限定されます。 2022年改定では、創傷関連では、K617下肢静脈瘤手術4 静脈 瘤切除術と、K939-9切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算になります。 また、新設でない場合は1000点以上の処置は出来高算定ですが、下肢創傷処置は1000点未満なので算定できません。	10, 13-15, 77-80
材料については患者さんに負担してもらおうのでしょうか？	フェルト、サンダルなどの材料は、医療機関での負担が原則になります。静脈圧迫処置とは異なります。	50-54, 56-60

●下肢創傷処置管理料の研修関連

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問(原文ママ)	回答	スライド番号
下肢創傷処置管理料の医師の研修について どの研修を受講して頂ければよいのでしょうか?	疑義解釈(その1) 【下肢創傷処置管理料】 問145 区分番号「B001」の「36」下肢創傷処置管理料の施設基準において求める医師の「下肢創傷処置に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。 (答)現時点では、一般社団法人日本フットケア・足病医学会「日本フットケア足病医学会認定師 講習会」のうち「Ver.2」が該当する。 となっています。 学会HPから、申し込めます。7月1日から受講できます。 これまでの認定師の扱いは確認中です。(大浦) https://jfcpm.org/certification/seminar.html	10,16-20

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
「下肢創傷処置に関する適切な研修の終了」についてですが、今後研修の範囲が拡大されるにしても、認定師であるということは現時点では十分な条件となり得るのでしょうか。	<p>疑義解釈(その1)</p> <p>【下肢創傷処置管理料】</p> <p>問145 区分番号「B 0 0 1」の「36」下肢創傷処置管理料の施設基準において求める医師の「下肢創傷処置に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。</p> <p>(答) 現時点では、一般社団法人日本フットケア・足病医学会「日本フットケア足病医学会認定師 講習会」のうち「Ver.2」が該当する。となっています。</p> <p>学会HPから、申し込みます。7月1日から受講できます。</p> <p>これまでの認定師の扱いは確認中です。(大浦)</p> <p>https://jfcpm.org/certification/seminar.html</p>	10,16-20
研修の条件から、学会の参加年数は外してほしい	「日本フットケア足病医学会認定師 講習会」のうち「Ver.2」では、学会の参加年数は問いません。(大浦)	10,16-20

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
研修が6月になると、4月に届け出をしても算定はできないということでしょうか？	疑義解釈(その1) 【下肢創傷処置管理料】 問145 区分番号「B 0 0 1」の「36」下肢創傷処置管理料の施設基準において求める医師の「下肢創傷処置に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。 (答)現時点では、一般社団法人日本フットケア・足病医学会「日本フットケア足病医学会認定師 講習会」のうち「Ver.2」が該当する。となっています。 学会HPから、申し込めます。7月1日から受講できます。 これまでの認定師の扱いは確認中です。(大浦) https://jfcpm.org/certification/seminar.html	10,16-20

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
<p>大学から、施設基準を満たしますか?と聞かれ、申請用紙を出して下さいと言われたました。</p> <p>研修についての詳細がなかったので取り急ぎ下肢救済の認定師講習受講証と、認定証を添付して提出したのですが、その研修やガイドラインが決まらないとまだ承認されず、管理料もとれない状態なのでしょうか?管理料はいつから取れると考えていいのでしょうか?</p>	<p>疑義解釈(その1)</p> <p>【下肢創傷処置管理料】</p> <p>問145 区分番号「B 0 0 1」の「36」下肢創傷処置管理料の施設基準において求める医師の「下肢創傷処置に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。</p> <p>(答)現時点では、一般社団法人日本フットケア・足病医学会「日本フットケア足病医学会認定師講習会」のうち「Ver.2」が該当する。となっています。</p> <p>学会HPから、申し込みます。7月1日から受講できます。</p> <p>これまでの認定師の扱いは確認中です。(大浦)</p> <p>ガイドラインは近々発刊されますが、届け出時点の必須条件ではありません。</p> <p>https://jfcpm.org/certification/seminar.html</p>	<p>10,16-20, 82-88</p>

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

<p>下肢末梢動脈管理料は入院患者でも取れるとのことですが、総合病院でDPC制度を取り入れている病院でも算定可能ですか?</p>	<p>DPCの病棟でも算定できます。</p>	<p>33-38</p>
------------------------------------------------------------------	------------------------	--------------

Case Study Club @ AAA Special Q&A(3月24日) 3月31日版

<お願い> (高水)

●レセプト審査は、都道府県や健康保険によって、解釈や運用にバラツキがあります。

今回のセミナーの解説は、必ずしも算定の絶対的な解釈や運用ではありません。

その点をお含みいただき、都道府県厚生局、審査支払機関、健康保険組合等に相談しながらご判断下さい。(講演スライド67-76)

●講演時のLIVEのQ&Aでは、その場での回答のため、質問の意図の理解不足、チャットの読み間違い、説明の言葉が足りないことがありました。

セミナー終了後の追加のご質問、ご指摘と併せ、再度、回答と補足・整理いたしました。

●講演スライドと併せてご確認ください。講演スライドも一部修正いたしました。(一覧表も一部修正しました)

●力不足、説明不足の点、何卒お許しいただければと思います。

●Q&Aの回答は、疑義解釈(その1)を反映した2022年3月31日現在になります。今後疑義解釈等で変更になることもあります。

質問 (原文ママ)	回答	スライド番号
糖尿病合併症管理料		
糖尿病合併管理料170点は、研修を受けていれば透析センター等で勤務している看護師でも算定できますか？	ハイ、条件をみたせば算定可能です。	39-43
糖尿病合併症管理料算定での非常勤看護師での算定は可能ですか	専任であれば、非常勤でも算定可能です。	39-43

運動器リハビリテーション料		
運動器リハビリテーションについて「糖尿病性足病変」が追加されましたが、この糖尿病性足病変の定義はどうなっているかわかりますか？	特に規定はありません。	61-65